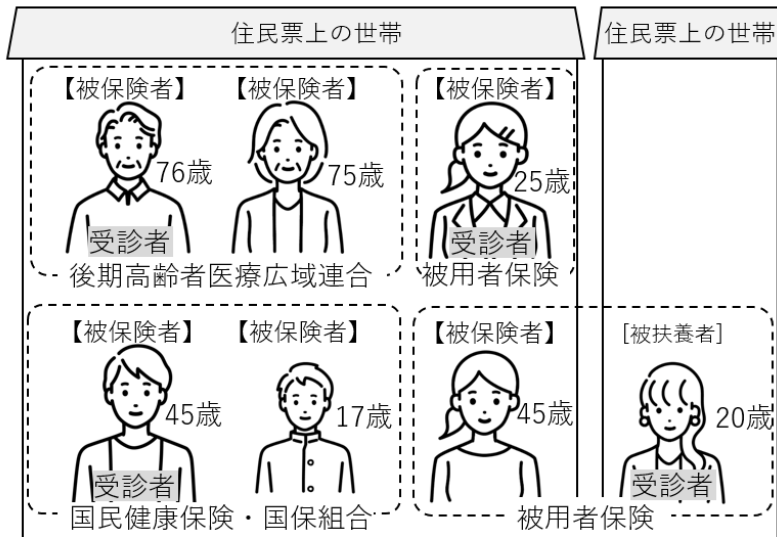


特定医療費（指定難病）医療費助成 提出書類チェックリスト【新規】

※このチェックリストも提出してください。

受診者氏名											
全員が提出する書類											
☒	①	提出書類チェックリスト	本書を提出してください。添付する書類に ☒ してください。								
☐	②	特定医療費（指定難病）支給認定申請書	別紙「臨床調査個人票の研究利用に関するご説明」を確認したうえで申請を行ってください。								
☐	③	臨床調査個人票【新規】	難病指定医が作成し、かつ記載日から概ね3か月以内のもの。								
☐	④	世帯全員の続柄・マイナンバー（個人番号）の表示のある住民票	受診者の属する世帯全員が記載され、概ね6か月以内のもの。 ※被用者保険の場合は、受診者＋被保険者本人のみのもの可。 ※市町村国保で就学特例等の世帯員がいる場合は、当該世帯員の住民票も提出が必要です。								
☐	⑤	マイナンバー調書	受診者と同じ医療保険の世帯員（裏面参照）について記入してください。								
☐	⑥	申請者の本人確認書類及び番号確認書類	マイナンバーカード、運転免許証等 ※郵送提出の場合はコピーを添付、窓口提出の場合は提示してください。詳細は、⑤マイナンバー調書を参照ください。								
該当者のみが提出する書類											
☐	⑦	加入医療保険の資格情報を確認できる書類（以下のいずれか1つ） ・資格確認書のコピー ・健康保険証のコピー ・マイナポータルの資格情報画面を印刷したもの	次の要件に該当する方は、提出が必要です。 <table border="1"> <tr> <th>要件</th> <th>必要分</th> </tr> <tr> <td>マイナンバー（個人番号）未提出の方</td> <td>医療保険の世帯員全員分</td> </tr> <tr> <td>マイナ保険証でない方</td> <td>マイナ保険証でない医療保険の世帯員全員分</td> </tr> </table>	要件	必要分	マイナンバー（個人番号）未提出の方	医療保険の世帯員全員分	マイナ保険証でない方	マイナ保険証でない医療保険の世帯員全員分		
要件	必要分										
マイナンバー（個人番号）未提出の方	医療保険の世帯員全員分										
マイナ保険証でない方	マイナ保険証でない医療保険の世帯員全員分										
☐	⑧	医療保険の所得区分に係る同意書	市町村国保、国民健康保険組合に加入されている場合は、提出が必要です。								
☐	⑨	市町村民税（非）課税証明書 4月～6月の申請 …前年度分 7月～3月の申請 …当該年度分	次の要件に該当する方は、提出が必要です。 <table border="1"> <tr> <th>要件</th> <th>必要分</th> </tr> <tr> <td>マイナンバー（個人番号）未提出の方</td> <td>医療保険の世帯員全員分 ※1</td> </tr> <tr> <td>被用者保険に加入の非課税世帯</td> <td>被保険者分＋受診者 ※2</td> </tr> <tr> <td>国保組合加入者</td> <td>医療保険の世帯員全員分</td> </tr> </table> ※1 義務教育を修了していない世帯員分は提出不要 ※2 被保険者と受診者が同一人の場合は1人で可能	要件	必要分	マイナンバー（個人番号）未提出の方	医療保険の世帯員全員分 ※1	被用者保険に加入の非課税世帯	被保険者分＋受診者 ※2	国保組合加入者	医療保険の世帯員全員分
要件	必要分										
マイナンバー（個人番号）未提出の方	医療保険の世帯員全員分 ※1										
被用者保険に加入の非課税世帯	被保険者分＋受診者 ※2										
国保組合加入者	医療保険の世帯員全員分										
☐	⑩	障害年金、遺族年金等の年金額改定通知書の写し 特別障害者手当、特別児童扶養手当の証書の写し等等	「医療保険の世帯員全員非課税」かつ「受診者本人（18歳未満の場合は保護者）の収入（公的年金＋その他所得）が80万9千円以下」の方で、障害年金・遺族年金・特別児童扶養手当・障害手当・福祉手当・障害補償（労災）等の収入がある場合は、提出が必要です。								
☐	⑪	生活保護等受給証明書類	生活保護受給者、中国残留邦人等支援法による支援給付者の場合は、提出が必要です。								
☐	⑫	軽症高額該当に関する書類 ・医療費申告書 ・領収書	申請日等の属する月以前の12か月の間に、指定難病に係る医療費総額が、33,330円（3割負担の場合、自己負担額が1万円）を超える月が発症日以降3回以上ある場合で、軽症高額該当申請を希望する場合は、提出が必要です。								
☐	⑬	世帯内按分に関する書類 ・受給者証（指定難病・小児慢性特定疾病）の写し	医療保険の世帯内に、他に特定医療費（指定難病）又は小児慢性特定疾病の受給者がいる場合は提出してください。 ※申請中の場合は申し出てください。								
☐	⑭	高額かつ長期該当に関する書類 ・受給者証、管理票の写し	小児慢性特定疾病から指定難病に移行される等で、高額かつ長期に該当する場合は提出してください。								
☐	⑮	委任状 ※法定代理人の場合は登記事項証明書	受診者本人（18歳未満の場合は保護者）以外が申請者の場合は提出が必要です。※提出の代理は除く。								

医療保険の世帯員（支給認定基準世帯員）について



〔 〕の範囲が医療保険の世帯員（支給認定基準世帯員）

医療保険の世帯員（支給認定基準世帯員）は、原則、同じ住民票上の、同じ医療保険に加入する方です。ただし、被用者保険の場合は、受診者と被保険者の関係によって、左の例のとおり異なります。

また、国民健康保険で、就学特例等に該当する場合は、住民票が異なる世帯員も、医療保険の世帯員に含まれます。

保険の種類	加入者等の例
後期高齢者医療広域連合	75歳以上の高齢者 等
国民健康保険	個人事業主などの自営業者 等
国民健康保険組合	同業同種の自営業者 等（医師、薬剤師、建設業 等）
被用者保険	会社員、公務員 等（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合）